

平成27年度第1回作業報酬審議会 摘録

日 時 平成27年8月25日（火）午前10時00分～11:30

場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政局会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局（7名）
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）
行財政改革室（1名）
傍聴人 1名

諮 問 (1) 平成28年度特定業務委託契約の作業報酬下限額について
(2) 特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たっての額につ
いて
議 題 (1) 公契約制度の運用状況等について
(2) 平成28年度特定業務委託の作業報酬下限額の諮問について
(3) 特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たっての額につ
いて

開会

1 特定業務委託契約の作業報酬下限額について諮問

上記の諮問事項について、諮問書を資産管理部長から審議会会長に手交

議 事

1 報告事項

(1) 公契約制度の運用状況等について（公開）

平成23年度から平成26年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成23年度は15件（平均落札率76.2%）、平成24年度は29件（平均落札率86%）、平成25年度は17件（平均落札率92.1%）、平成26年度は15件（平均落札率97.9%）であった。

各年度において、作業報酬下限額に比べ、平均賃金が500円以上高い業種が数件あった。

特定業務委託契約については、平成23年度34件、平成24年度は184件、

平成25年度は180件、平成26年度は186件であった。

平成23年度につきましては、4月1日契約について、公契約の適用がなかったため、数が少なくなっております。平成24年度以降は全期間が対象となっており、概ね180件程度で推移している。

指定管理施設については、平成26年度は219施設が対象となっている。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

（2）公契約制度への給食調理業務の追加について（公開）

本市契約規則を改正し、給食調理業務を追加した。平成28年4月1日付けの契約案件から適用する。

（3）平成28年度作業報酬下限額について

平成27年度作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

2 審議事項

（1）平成28年度特定業務委託契約の作業報酬下限額について

（2）特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たっての額について

→ 平成28年度作業報酬下限額について及び特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たっての額については、継続審議

閉会

平成27年度第2回作業報酬審議会 摘録

日 時 平成27年9月1日（火）午前10時00分～午前10時30分

場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政局会議室

出席者 審議会委員 4名
事務局 財政局（6名）
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）
総務局行財政改革室（1名）

議 題 （1） 平成28年度特定業務委託契約の作業報酬下限額について
（2） 特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たっての額について

審 議

（1） 平成28年度特定業務委託契約の作業報酬下限額について

【答 申】 全会一致で賛成
928円

（2） 特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たっての額について

【答 申】 全会一致で賛成

平成27年度には、神奈川県 lowest賃金が、川崎市における生活保護基準と比べて高くなることから、今後、特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たっては、最低賃金を基準とするよう、契約条例の改正を検討されたい。

閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交

平成27年度第3回作業報酬審議会 摘録

日 時 平成28年2月19日（金）午前10時00分～午前10時30分

場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政局会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局 6名
関係局 総務局行財政改革室 1名
建設緑政局技術監理課 1名

議 題 (1) 特定工事請負契約に係る作業報酬下限額について
(2) その他

開 会

(1) 特定工事請負契約に係る作業報酬下限額について

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長へ手交

この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条により、公開とされているが、本日の審議会については、同条例第5条第3項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから、非公開とする

審 議

結論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額」については、平成28年2月から適用される公共工事設計労務単価の90%の額とすることで審議会として決定する。

(2) その他 報告

- ・契約条例の一部改正、作業報酬台帳の確認状況、事業者・労働者へのアンケート調査の検討、公契約対象工事現場への訪問の予定について報告
- ・次回の審議会の日程については、後日改めて事務局から連絡する。

閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交